

瑞穂ハイランド「2017-2018 リフトシーズン券」利用約款

第1条 瑞穂ハイランド リフトシーズン券の種類

瑞穂ハイランド リフトシーズン券は「リフトシーズン券」「アクティブシニアリフトシーズン券」「平日リフトシーズン券」「プレミアムリフトシーズン券」(以下「本券」という)の4種類とします。

第2条 瑞穂ハイランド リフトシーズン券の発行

本券は、瑞穂ハイランド「リフトシーズン券」利用約款(以下「本約款」という)に同意された方に限り発行します。

第3条 承諾事項

1. 本券を利用してリフトに乗車できるのは、本券の所有者ご本人のみに限ります。
2. 本券を他人に貸与、譲渡すること及び複製、偽造等の違法行為を禁止します。違反行為があった場合には本券にかかわる全ての権利を無効とし本券を没収します。
3. 本券発行後は、いかなる場合にも変更・返金は行いません。
4. 本券の所有者は、本約款及び瑞穂ハイランド ゲレンデ利用約款を遵守しなければなりません。違反行為があった場合には本券にかかわる全ての権利を無効とし本券を没収します。
5. 天候・コース状況・積雪状況等により、予告なく、営業時間の変更や営業を休止する場合があります。
6. 本券を再発行される場合は、再発行手数料 5,000 円を頂きます。

第4条 本券の使用条件等

1. 有効期間 2017-2018 シーズン 営業開始日～営業終了日迄
2. 内容 上記期間中、各リフトシーズン券に対応した「リフト券」1枚をお渡しします。
3. 使用制限 リフトシーズン券の種類により、ご利用可能な日時が異なります。

1、「プレミアムリフトシーズン券」「リフトシーズン券」「アクティブシニアリフトシーズン券」は、営業中運行している全てのリフト・ゴンドラに乗車していただけます。

2、「平日リフトシーズン券」は、土・日・祝日・振替休日、及び年末年始(平成 29 年 12 月 29 日～平成 30 年 1 月 3 日)を除く平日の営業中、ナイター営業以外の運行している全てのリフト・ゴンドラに乗車していただけます。

※ナイター営業は、バレーサイドにて1月～2月の土曜日を予定しております。

第5条 使用方法

1. リフト券について

- 1、お渡ししたご本人様のリフト券でリフトへの乗車可能。
- 2、滑走中は必ず本券を左側に携帯してください。尚、リフト券(キーカード)を折り曲げたり、携帯電話などの磁気に近づける、車内や暖房器具の近くに放置する等しないでください。カード変形やICチップが破損する場合がございます。また、当スキー場リフト係等スタッフより本人の確認等本券の提示を求める場合がございます。ご本人の確認ができない場合、「リフト券」を没収しご利用をお断りすることがございます。
- 3、リフト券は、他人に譲渡及び貸与できません。(これらの違反行為があった場合には本券にかかわる全ての権利を無効とし本券を没収します。)

2. 駐車場について

- 1、駐車場にご入場の際は、駐車場料金所にて必ず一旦停止し、駐車場利用券を料金所係員にご提示ください。プレミアムシーズン券のご予約をいただいている方は係員がご案内いたします。
- 2、駐車場が満車の場合には、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- 3、駐車場利用特典をご利用の際は、ご提示されたリフトシーズン券の所有者が同乗されている場合のみとします。

第6条 個人情報の保護

ご提供頂いた情報はリフトシーズン券の作成及び発送のほか瑞穂ハイランドに関する情報提供に利用することがございます。当社は個人情報の取り扱いに関して、個人情報の保護に関する法律やガイドラインなどに定められる内容を遵守します。

第7条 その他

お客様より、夜間駐車場およびスキーセンタートイレをご利用されるお客様のマナーの悪さご指摘をいただいております。また、施設常設のコンセントの無断使用、駐車場での火気使用、スキーセンタートイレの長時間滞在など、公共スペースでは、マナーを守りご利用いただきますようお願いいたします。

附則

この約款は、2017年12月1日より実施します。